

令和7年分
確定申告

納付の期限等のお知らせ

	申告所得税及び復興特別所得税	消費税及び地方消費税(個人事業者)
納期限 納付の期限	令和8年 3月16日(月)	令和8年 3月31日(火)
振替日 振替納税を ご利用の場合	令和8年 4月23日(木)	令和8年 4月30日(木)
延納分 延納をご利用の場合 ※納期限と振替日は同じです。	令和8年 6月1日(月)	CHECK!!  国税庁e-Taxキャラクター:イータ君

注意 申告書提出後に、税務署から納付のお知らせや納付書の送付はありません。

納付額のメモに
ご利用ください

円

円

納付は**簡単・便利な**
振替納税を
是非ご利用ください!



詳しくは裏面へ!!



振替納税って
引続けたときは
どうするの?

転居等により所轄税務署が変わった場合は
「振替継続希望」欄に○を記入した申告書の
提出又は新たに振替納税の手続を行って
ください。

振替納税を利用する方へ

- 振替日の前日までに**預貯金残高**や、振替日
に振替納税口座から他の公共料金等の引
落し予定がないか等を必ずご確認ください。
- 残高不足等で引落しができない場合は、
納期限の翌日から納付日まで**延滞税**がか
かる場合があります。

申告所得税及び復興特別所得税には **延納** がご利用できます

所得税確定申告分について、一括納付が困難な場合には、延納制度を利用し、2回に分けて納付することができます。

1回目

令和8年3月16日(月)まで
(振替納税利用の場合:令和8年4月23日(木)) 納付すべき税額の2分の1以上納付

2回目

令和8年6月1日(月) 残りの税額の納付

※ 延納期間中は利子税がかかる場合があります。

延納については
こちら





振替納税のメリット



1 簡単!

- ・初回のみ「振替依頼書」を提出するだけ!
- ・毎年継続して利用可能!

2 便利!

- ・振替日に預貯金口座から自動で引落し!
- ・納付を忘れる心配なし!

※残高不足等で引落しができない場合は、納期限の翌日から納付日まで延滞税がかかる場合があります。

利用方法

- | | |
|--------|---|
| ✓ 提出物 | 預貯金口座振替依頼書兼納付書送付依頼書(振替依頼書) |
| ✓ 提出方法 | ●オンライン(e-Tax)で所轄の税務署へ提出する おすすめ!
or
●書面で所轄の税務署又は金融機関へ提出する |
| ✓ 提出期限 | 申告所得税及び復興特別所得税 → 令和8年3月16日(月)
消費税及び地方消費税(個人事業者) → 令和8年3月31日(火) |

振替納税についてはこちら



オンライン(e-Tax)での提出方法についてはこちら



ほかにも
あります!

簡単・便利なキャッシュレス納付

- ダイレクト納付(e-Taxによる口座振替)
- クレジットカード納付
- インターネットバンキングによる納付
- スマホアプリ納付

納付書がなくても
納付できるんだね!!



キャッシュレス納付
についてはこちら



e-Taxで「予定納税額の通知書」の通知を希望された方や、納付書を使用しない納付手段により納付された方には、納付書は事前送付されません。

詳しくはこちら



納税が困難な方には猶予制度があります

期限内に納付できない事情がある場合には、申請により猶予が認められることがありますので、お早めに所轄の税務署の徴収担当にご相談ください。

詳しくは、国税庁
ホームページへ



税務署 電話受付時間

8:30~17:00(土日祝除く)

国税庁ホームページでは、確定申告についての情報を掲載しておりますので、是非ご覧ください。

